

議案第64号

杉並区立子ども・子育てプラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立子ども・子育てプラザ条例の一部を改正する条例

杉並区立子ども・子育てプラザ条例（平成28年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「掲げる事業」の次に「（規則で定めるプラザにあっては、第2号に掲げる事業を除く。）」を加える。

別表に次のように加える。

杉並区立子ども・子育てプラザ下井草	杉並区下井草三丁目13番9号
-------------------	----------------

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立子ども・子育てプラザ条例別表に規定する杉並区立子ども・子育てプラザ下井草の利用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表2 杉並区立下井草児童館の項を削る。

（提案理由）

子ども・子育てプラザ1箇所の設置に伴い、その名称及び位置を定める等の必要がある。

杉並区立子ども・子育てプラザ条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(事業)</p> <p>第3条 プラザは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業（規則で定めるプラザにあつては、第2号に掲げる事業を除く。）を行う。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 プラザは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業_____</p> <p>_____を行う。</p> <p>(1)～(6) 略</p>